

諮問番号：令和２年度諮問第１号

答申番号：令和２年度答申第１号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 審査請求に係る処分

審査請求人は、下記のとおり、市県民税を滞納していたところ、処分庁は、令和元年１月２１日付伊財税徴Ｓ第７７７１号の差押調書で滞納額１６４万３１０１円について、審査請求人が第三債務者に対して有する審査請求人名義の口座（以下「本件口座」という。）の払戻請求権を差し押さえた（以下「本件差押処分」という。）。

(単位：円)

賦課年度	対象年度	期別	未納額	督促手数料	延滞金	合計	納期限	督促状発送日
30	26	随1	0	0	21,500	21,500	H30.10.1	H30.10.19
30	27	随1	89,601	0	49,800	139,401	H30.10.1	H30.10.19
30	28	随1	479,300	0	46,000	525,300	H30.10.1	H30.10.19
30	29	随1	436,900	0	41,800	478,700	H30.10.1	H30.10.19
30	30	3	222,800	0	19,700	242,500	H30.10.31	H30.11.20
30	30	4	221,000	0	14,700	235,700	H31.1.31	H30.11.20
合計			1,449,601	0	193,500	1,643,101		

２ 審査請求

審査請求人は、令和２年１月８日に本件差押処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。

第３ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

- (１) 国税徴収法第４７条第１項は、滞納者の財産を差し押さえないと規定しているところ、本件口座に入金されている預金は株式会社○及び株式会社△の積立金であり、滞納者たる審査請求人の財産ではないため、本件差押処分は同項に反して違法であるため、本件差押処分は取り消すべきである。
- (２) 本件差押処分により、審査請求人は、解雇処分を受け生活を侵害されているため、本件差押処分は取り消すべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、市県民税に係る滞納処分については、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項第1号（個人の道府県民税の滞納処分については、同法334条）の規定による督促等の要件を満たさなければならない。そして地方税法第319条、第319条の2の規定に基づき、上記別表記載の市県民税について賦課決定を行い、前記別表記載の日付で期限を付して納税通知書を審査請求人に送達したが、審査請求人は、当該市県民税を前記別表記載の期限までに納付しなかったため、同法第329条第1項の規定に基づき、前記別表記載の日付で督促状を発送した。これらの督促状は返戻されていないので、審査請求人に送達されており、本件差押処分は、同法第331条第1項第1号の規定に基づき適法になされている。
- (2) 滞納処分については、地方税法第331条第6項（個人の都道府県民税の滞納処分については、同法第334条）の規定により、国税徴収法の例によるとされ、同法第62条の規定で差押えの手続が規定されているところ、処分庁は、同条の規定に基づき令和元年11月21日付けで、第三債務者に対し債権差押通知書を、審査請求人に対し差押調書を、それぞれ送達しているため、この点でも手続きに欠けるところはない。
- (3) 処分庁が差し押さえることができる財産は、国税徴収法第47条第1項の規定に基づき、滞納者である審査請求人の財産であり、国税徴収法基本通達47条関係5では、差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならないとされている。

処分庁は、審査請求人の取引金融機関である第三債務者に対して財産調査を行った結果、本件口座を発見した。処分庁は、本件口座の名義が、審査請求人の個人名義であったこと、第三債務者に届出されている本件口座の住所及び生年月日が審査請求人の住所及び生年月日と一致すること、本件口座の入出金履歴から審査請求人と取引がある株式会社○からの入金を確認できたこと、審査請求人からの聞き取りにより審査請求人が株式会社○と取引していることを把握していたことなどから、本件口座は審査請求人の財産であると判断した。

本件差押処分後に、審査請求人及び株式会社○から、本件口座は、株式会社○及び審査請求人を含めた株式会社○の下請け業者で構成する株式会社△の積立金であり、審査請求人の個人の預金口座ではないこと、本件口座は、審査請求人自らが審査請求人名義で開設したこと、本件口座は本来株式会社△名義で普通預金口座を開設すべきであったが、口座開設に伴う手続きが手間であったため、それを怠り、審査請求人個人名義で預金口座を使用したこと、本件口座の預金通帳は、株式会社○が保管していたと主張があったが、預金通帳は、審査請求人個人のものであることについて、処分庁へ申し出があったため、処分庁では、本件口座の帰属認定を行い、本件差押処分を解除すべきか否かについて検討した。

預金の帰属については、国税徴収法基本通達62条関係17で、最高裁平成15年2月21日判決、同平成15年6月12日判決の内容を踏まえ、預金口座名義、預金開設者、預金原資の出捐関係、預金通帳及び届出印の保管状況、出捐者の預金開設者に対する委任内容等を総合的に勘案し誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から、その

帰属を判断しなければならないとされている。

処分庁は、前述の観点も踏まえて審査請求人の財産であるか再検討したところ、本件口座は、審査請求人が、審査請求人名義で自ら開設したこと、審査請求人は、株式会社○及び株式会社△の積立金であることがわかるよう表示する等の手続きをすべきところ、審査請求人もその関係者もそうした手続きを怠り、審査請求人の個人の預金口座に入金していたこと、処分庁が本件口座に入金された預金原資の出捐関係を証明できる資料について、審査請求人及び株式会社○に対し、提出するよう求めたが提出されなかったこと、株式会社○からは本件口座の通帳は同社が管理しているとの申し出があったが、審査請求人名義で、自ら開設した預金口座であり、第三者がその通帳を保管していたという申し出をもって審査請求人の財産ではないとする理由を採用することはできないこと、株式会社○から提出を受けた株式会社△に関する約款では、株式会社○及び株式会社△が、審査請求人に対し、積立金を預かることを委任した事実は確認できなかったことから、本件口座は、審査請求人の個人の財産であると判断した。

- (4) 国税徴収法基本通達第47条17関係では、差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、滞納者の生活の維持又は事業の継続に対する配慮をした上で、行うものとされている。処分庁が審査請求人の財産を調査した結果、審査請求人の財産は、売上代金及び預金債権の2種類であり、売上代金については、審査請求人から事業内容等を聞き取りした結果これを差し押さえると審査請求人の事業継続に支障をきたす恐れがあったため、処分庁は、売上代金に対する差押処分を見送った。

預金債権については、2つの金融機関で、審査請求人名義の預金口座を発見した。一つ目は株式会社○からの売上代金の入金口座として使用されており、平成31年2月13日時点でこの口座の残高は、24,502円であり、少額であることから、差押さえはしなかった。二つ目は、本件口座であり、令和元年1月22日の時点で、本件口座の残高は、1,996,884円であることを確認した。処分庁は、審査請求人と再三、面談し、財産状況について確認したが本件口座についての申し出はなかったため、処分庁は、審査請求人が本件口座に対する滞納処分を避けるため申述しなかったと判断した。滞納金額1,643,101円（弁明書記載の1,643,110円は誤記であると思われる。）全額について差押えを行っても、審査請求人の手元に353,783円（弁明書記載の353,774円も、滞納金額の誤記に付随するものと思われる。）が残ることになるから、本件差押処分によって、直ちに審査請求人の生活を侵害しているとは言えないので、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、本件差押処分によって、株式会社○から解雇処分されたと主張するが、本件差押処分は審査請求人の個人の預金口座に対して、適法かつ正当に行われたものであるから、本件差押処分に起因して、解雇処分がなされたことが違法であるという審査請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件差押処分は、地方税法及び国税徴収法に基づき適法に行われたものであり審査請求人の主張には理由がない。

- (5) 本件差押処分は、国税徴収法第67条第1項に基づいてすでに取り立てしており、本件

差押処分の法的効力は消滅していることから、審査請求人の法律上の利益はない。したがって、本件審査請求の対象となる本件差押処分が存在せず、本件審査請求は不適法であるため、行政不服審査法第45条第1項に基づき却下されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件預金が、国税徴収法第47条第1項で差押えの対象とされる、滞納者の財産といえるかについて

国税徴収法第47条は、「徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。」と規定されているところ、国税徴収法基本通達47条関係5は、「差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない」と規定し、同通達47条関係20では、「財産が滞納者に帰属するかどうかの判定」は、「債権については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により滞納者に帰属する」と認められるかを、「参考として行うもの」とされている。

また、国税徴収法第62条以下では、債権の差押えの手続き等が規定されているところ、国税徴収法基本通達62条関係17では、預金の差押えにあたっては、預金の種類、預金の原資の出捐者、預入行為者、出捐者の預金行為者に対する委任内容、預金口座名義、預金通帳及び届出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案し、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から、その帰属を判断する（昭和48年3月27日最高判、昭和57年3月30日最高判、平成15年2月21日最高判、平成15年6月12日最高判参照）ことと規定されている。

この点、まず、弁明書によれば、審査請求人の住所、氏名、生年月日などで本件口座が開設されたことが認められる。また、審査請求書の記載と照らし合わせると、本件口座開設にあたって、登録していた電話番号も、審査請求人の自宅であることが認められる。

また、処分庁が主張するとおり、審査請求人は、株式会社○及び株式会社△の積立金であることが分かるように表示するなどの手続きをとっていないことが認められるほか、株式会社○も、審査請求人の個人名義の預金口座であることを認識しながら放置し、漫然と運営賛助金等を振り込み続けていたことも認められる。

さらに、株式会社○は、処分庁に通帳は同社が保管していたと申し出ているようであるが、弁明書によれば、同社から本件口座への入金は、いずれも振込みで行われているところ、同社が本件口座の通帳を保管しているのであれば、振込みにする必要はなく、株式会社○が、通帳の保管をしていたことを確定できるだけの資料の提出はない（処分庁によれば、株式会社○に、本件口座に入金された預金原資の出捐関係を証明できる資料を提出するように求めたが、株式会社○からは提出がなかったとのことであるところ、通帳を保管しているのであれば、この要請に応じるのは容易であるはずであり、この点でも株式会社

○が通帳を保管していたということについては、疑問が残る。一方で、当職が、審査請求人に対して、通帳の保管状況について、明らかにするように質問書を送付したが、この点については、審査請求人からも回答がなく、審査請求人の対応にも疑問が残る。)。また、届出印の保管については、提出された資料上は明らかではないが、口座名義が審査請求人の個人名であることからすれば、届出印は個人名のを審査請求人が保管していた可能性が高いものと推測できる(審査請求書添付の通知書からすれば、株式会社○と審査請求人は、雇用契約を締結していたものではなく、請負契約があったに過ぎないと考えられることも踏まえると、同社が印鑑を保管していたとは考え難い。))。

一方で、処分庁が、審査請求人及び株式会社○に対して、本件口座に入金された預金原資の出捐関係を証明できる資料について提出するよう求めたが提出されなかったということであるが、弁明書によれば、株式会社○が毎月3万円を運営賛助金として、株式会社△に対して支払うこととされていること、ガス設備部協力業者会に対して、株式会社○から毎月3万円の援助金を支払うこととされており、弁明書によれば、株式会社○、ガス設備協力会の名義で毎月3万円が振り込まれていることからすれば、本件口座に入金された預金の出捐者は、株式会社○であると考えられる(ガス設備協力会名義での振込みは、株式会社△会則に基づく運営賛助金の振込みとガス設備部協力業者会に対する援助金の振込みを区別したものと考えられ、株式会社○が出捐者であることに違いはない。もっとも、処分庁によれば、株式会社○に、本件口座に入金された預金原資の出捐関係を証明できる資料を提出するよう求めたが、株式会社○からは提出がなかったということであり、弁明書に現れる令和元年8月から10月までの3か月間以外の出捐関係については、正確にはわからない。))。

金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の所有者に帰属するので、仮に、審査請求人が金銭を預かって本件口座に入金していたのであれば、金銭の所有権は審査請求人に帰属するとする余地が大きくなるが、弁明書によると、運営賛助金等は、直接、本件口座に振り込まれており、金銭を審査請求人が預かったことも認められない(ただ、当職が、審査請求人に対して、株式会社○及び株式会社△の積立金の集金方法について質問したところ、この点について、回答がないので、過去には現金で集金されていた可能性があることは否定できない。))。

処分庁の主張するように株式会社△の会則では、会費の保管方法についてまでは規定されておらず、審査請求人に対し、積立金を預かることを委任した事実は確認できないが、一方で、本件口座に運営賛助金等を振り込んでいたことからすると、少なくとも審査請求人が開設した本件口座を株式会社△の運営賛助金等の保管口座とすることについては、追認していたものと考えられる。

この点、弁明書により、令和元年8月から10月までの3か月間における本件口座の取引履歴が判明しているが、この期間には、株式会社○からの入金しか確認できないところ、仮に、金銭の出金の状況が、極めて限定的(弁明書により確認できるような慶弔見舞金や株式会社△会員の相互扶助、勉強会に対する援助などに限られ、そのことを説明できる。)であれば、積立金を預かることを、株式会社○ないしは株式会社△から委任されていたに

過ぎないと判断する余地があると考え、審査請求人に対して、過去の入出金の履歴について、明らかにするように質問書を送付したが、この点については、審査請求人から回答がなく、金銭の出金の状況については、判明しなかった。むしろ、審査請求人から積極的な回答がないことからすると、本件口座から審査請求人の判断に基づく、自由な入出金がされていたと疑わざるを得ない。

以上のとおり、本件口座に入金された預金の出捐者は、株式会社○であることは一応は認められるものの、株式会社○の出捐が証拠上認定できるのは令和元年8月から10月の3か月間に限られるし、審査請求名義人の口座で保管させていた委任の趣旨も、積立金を預かることに限定され、自由な入出金を許さないことまで含まれていたとは必ずしも認定できない。また、預金通帳及び届出印の保管状況などは必ずしも明確ではないが、審査請求人の自由な入出金が阻害されていたことを認定できるだけの資料は存在しない。これに付け加え、預金口座名義は審査請求人個人であること、株式会社○は、同社の請負人に過ぎない審査請求人の個人名義の預金口座であることを認識しながら、振り込みしていたこと等形式的に認定できる事情を加味すれば、本件口座の帰属者は、審査請求人であると判断せざるを得ない。

(2) 本件処分が審査請求人の生活権を侵害するものとなるかについて

地方税法が準用する国税徴収法で、差押禁止財産について定めている。同法が、差押禁止財産について定める趣旨は、滞納者の最低限の生活保障、生業維持の要請はもとより、法律に従い納付を行っている納税者との間で不公平感が生じないように、債権者(課税者)の権利実現のための要請をも考慮に入れて、両者の調和を図ろうとするものである。差押禁止財産の範囲を増やせば、滞納者の生活保障にはより資するものとなることはもちろんであるが、モラルハザードを引き起こすことなく、滞納者の最低限度の生活を保障しようとする観点から、この規定が規定され、定着したものとして運用されていることからすれば、基本的には、同法に従っている以上、滞納者の最低限度の生活保障はなされると解される。

審査請求人は、株式会社○から解雇処分を受けており、生活を侵害されていると主張するが、差押え後に、審査請求人の手元に353,783円残ることをも加味すれば、審査請求人が無職であることをもって、前項の解釈が変更されるものではない。

そもそも、審査請求人は、本件口座は株式会社○及び△の積立金であると主張して、本件審査請求を申請するものであるところ、そうであれば、本件口座の預金を審査請求人が自由に使用できるものでもなく、本件口座が差し押さえられると生活権が侵害されるとする審査請求人の主張は、矛盾するものと言わざるを得ない。

したがって、処分庁の対応は、審査請求人の最低限度の生活保障を脅かすようなものではなく、本件差押処分、及び本件差押解除処分を違法なものとすることはできない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年 9月14日 諮問

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 市県民税に係る滞納処分については、地方税法第331条第6項（個人の都道府県民税の滞納処分については、地方税法第334条）の規定により、国税徴収法の例によるとされ、債権の差押えは、国税徴収法第62条第1項及び第3項の規定により第三者債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、同法第67条第1項及び第3項の規定により差し押えた債権の取立てにより滞納者から差押に係る市県民税が徴収されたものとみなされる。そうすると、債権差押処分は、徴収職員が差し押えた債権の取立てを行ったときには、その目的を達してその法的効果は消滅するものと解される。

しかるところ本件において、処分庁は、同条の規定に基づき、令和元年11月21日付けで、第三債務者に対し、債権差押通知書を送達し、その後、差押えた金銭の取り立てを行ったことから、その限度において市県民税は徴収されたものとみなされたといえる。そうすると、本件差押処分は、その目的を達してその法的効果は既に消滅しているため、審査請求人には、当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はない。したがって、本件審査請求は不適法であり却下されるべきである。

- (2) 以上より、本件審査請求は、第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史